

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	1	処理機関(所管課)	選挙管理委員会
処分の概要	鳩山町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例		
根拠法令(条例等)	鳩山町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和58年条例第4号)		
根拠条項	公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2((ポスター掲示場))第8項の規定に基づき、鳩山町の議会の議員及び長の選挙においては、同法第143条((文書図画の掲示))第1項第5号のポスター掲示場を設ける。		
処分基準	<p>次に該当する場合、ポスターの撤去を命ずるものとする。</p> <p>鳩山町の議会の議員及び長の選挙における公職の候補者(以下「公職の候補者」という。)がポスターを掲示する場合において、公職の候補者が立候補届出の受付順位と同一番号を表示した掲示場区画内にポスターを掲示しなかったとき。</p> <p>○鳩山町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例</p> <p>公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2((ポスター掲示場))第8項の規定に基づき、鳩山町の議会の議員及び長の選挙においては、同法第143条((文書図画の掲示))第1項第5号のポスター掲示場を設ける。</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○鳩山町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例施行規程</p> <p>(ポスターの掲示)</p> <p>第3条 鳩山町の議会の議員及び長の選挙における公職の候補者(以下「公職の候補者」という。)がポスターを掲示する場合において、公職の候補者がポスターを掲示できる箇所は、立候補届出の受付順位と同一の番号を表示した区画内に掲示しなければならない。</p> <p>(掲示場の管理)</p> <p>第4条 委員会は、前条の規定に違反して掲示したポスターがあることを知ったときは、当該公職の候補者にその旨を通知し、これを撤去させることができる。</p> <p>2 前項の規定による撤去に応じないポスターがあるときは、委員会はこれを撤去するものとする。</p>		

関 係 法 令 等	鳩山町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例施行規程第3条・第4条第1項・第2項 地方自治法施行規則第18条
関 係 文 書 等	
処分基準設定年月日	平成10年6月11日
備 考	公職の候補者がポスターを撤去しないときは、鳩山町選挙管理委員会はこれを撤去するものとする。 (鳩山町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例施行規程第4条第2項)